

資料貸出要項

1 貸出資料

写真パネル（沖縄戦172点 サイパン・テニアン戦29点）
児童・生徒の平和メッセージ図画・作文・詩入選作品パネル
世界人権宣言絵画パネル一式（35点）
沖縄戦実物資料（20種類）

2 貸出条件（条例施行規則第22、23条）

- (1) 貸出資料は、当館が適切と認める公共団体等の展示等で利用・活用されること。
- (2) 貸出申請の際には、身元確実な保証人がいなければならない。
- (3) 貸出申請者は、この許可証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。
- (4) 貸出申請者は、貸出資料を他人に譲渡し、または貸与してはならない。
- (5) 貸出申請者は、貸出資料を貸出期限に返還できなかった場合は、遅延理由書を提出しなければならない。
- (6) 貸出申請者は、貸出資料の原型に変更を加えてはならない。
- (7) 貸出申請者は、貸出資料を滅失し、または著しく汚損し、もしくは破損した場合は、これを原型に復し、または相当の代価をもって損害を賠償しなければならない。

3 特記事項

- (1) 貸出資料数は、原則として20点以内とする。
- (2) 資料貸出期間は、原則として1ヶ月以内とする。
- (3) 資料貸出の申請は、原則として貸出日の2週間前までに行うこと。
- (4) 資料の貸出は無料とする。但し、貸出に係る輸送等の経費は、借受人の負担とする。
- (5) 資料の輸送は、原則として専門的技量を有する輸送業者扱いとし、借受人が手配すること。輸送業務は、梱包から開梱まで含むこと。
- (6) 借受人は貸出条件を遵守すること。条件に違反した場合には許可を取り消すことがある。その際に生じた損害については、当資料館はその責任を負わない。
- (7) 貸出資料の利用によって著作権法に係る問題が生じたときは、当資料館はその責任を負わない。
- (8) 借受人は貸出資料の利用状況について、「開催報告書」を提出すること。

4 提出書類

- (1) 資料貸出申請書(14号様式)・申請用紙
(別紙①)
- (2) 事業企画書(実施要項等)
- (3) 開催報告書(指定用紙)

*申請はあらかじめFAXで行い、
後日原本を郵送して下さい。

連絡先：沖縄県平和祈念資料館 〒901-0333 沖縄県糸満市字摩文仁614-1 Tel 098-997-3844 Fax 098-997-3947 URL http://www.peace-museum.pref.okinawa.jp/
